

令和7年度鳥獣保護管理員（会計年度任用職員）募集のお知らせ

令和7年2月12日

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

愛媛県県民環境部環境局自然保護課では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関すること等を職務とする鳥獣保護管理員を次のとおり募集します。

1 勤務内容

- (1) 鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域等の管理
- (2) 狩猟取締りの実施
- (3) 一般住民及び狩猟者の指導
- (4) 鳥獣保護思想の普及啓蒙
- (5) 鳥獣に関する諸調査
- (6) その他鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関し必要な事項

2 勤務先、勤務場所、勤務時間、採用人数

勤務先	勤務場所	勤務時間 (1日に つき)	採用 人数
東予地方局 農林水産振興部 森林林業課 (西条市丹原町池田 1611 番地)	新居浜市（新居浜地区）	4 時間	1 名
	新居浜市（別子山地区）	4 時間	1 名
	西条市（西条地区）	4 時間	1 名
	西条市（東予地区）	3 時間	1 名
	西条市（丹原地区）	4 時間	1 名
	西条市（小松地区）	3 時間	1 名
東予地方局 農林水産振興部 森林林業課 四国中央駐在 (四国中央市三島宮川四丁目 6 番 55 号)	四国中央市（川之江・新宮地区）	4 時間	1 名
	四国中央市（三島地区）	4 時間	1 名
	四国中央市（土居地区）	4 時間	1 名
東予地方局 農林水産振興部 森林林業課 今治駐在 (今治市旭町一丁目 4 番地 9)	今治市（旧今治市・旧朝倉村・旧関前村）	4 時間	1 名
	今治市（旧大西町・旧菊間町）	4 時間	1 名
	今治市（大島）	4 時間	1 名
	今治市（伯方島）	4 時間	1 名
中予地方局 農林水産振興部 森林林業課 (松山市北持田町 132 番地)	松山市（旧松山市東部）	4 時間	1 名
	松山市（旧松山市西部）	4 時間	1 名
	伊予市（旧伊予市）	3 時間	1 名
	松前町	2 時間	1 名
中予地方局 農林水産振興部 久万高原森林林業課	久万高原町（旧久万町、旧美川村の一部）	4 時間	1 名
	久万高原町（旧面河村、旧美川村の一部）	4 時間	1 名

(上浮穴郡久万高原町久万 190 番地 1)	久万高原町 (旧柳谷村、旧美川村の一部)	4 時間	1 名
南予地方局 農林水産振興部 八幡浜支局森林林業課 (八幡浜市北浜一丁目 3 番 37 号)	八幡浜市 (日土地区・旧保内町を除く)	4 時間	1 名
	八幡浜市 (日土地区・旧保内町)	4 時間	1 名
	西予市三瓶町	4 時間	1 名
南予地方局 農林水産振興部 八幡浜支局 肱川流域林業振興課 (大洲市田口甲 425 番地 1)	大洲市 (旧長浜町)	4 時間	1 名
	大洲市河辺町	2 時間	1 名
	内子町 (旧小田町を除く)	4 時間	1 名
	内子町 (旧小田町)	4 時間	1 名
南予地方局 農林水産振興部 森林林業課 (宇和島市天神町 7 番 1 号)	宇和島市 (旧宇和島市)	4 時間	1 名
	宇和島市 (旧吉田町)	4 時間	1 名
	宇和島市 (旧津島町)	4 時間	1 名
	鬼北町 (旧広見町)	4 時間	1 名
南予地方局 農林水産振興部 森林林業課 愛南駐在 (南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地)	愛南町 (旧城辺町)	4 時間	1 名
	愛南町 (旧一本松町)	4 時間	1 名

3 勤務条件

(1) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員

(2) 任用期間 (※採用は令和 7 年度愛媛県当初予算における当該予算の成立を条件とします。)

1 会計年度 (採用日から当該年度の 3 月 31 日)。

勤務成績が良好であれば、最大 2 回まで再度任用されます。(令和 7 年度中に採用された方は最長令和 10 年 3 月 31 日まで)。

(3) 勤務形態

パートタイム

(4) 勤務日数

①狩猟にかかる期間 (11 月から翌年 2 月までの間) は、月 2 日

②狩猟にかかる期間を除く期間 (4 月から 10 月までの間及び 3 月) は、月 1 日

③別途指示する日 (年 2 日程度)

(5) 服務 (※地方公務員法の服務に関する各規程が適用されます。)

○服務の宣誓 ○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ○信用失墜行為の禁止

○秘密を守る義務 ○職務に専念する義務 ○政治的行為の制限 ○争議行為等の禁止

(※パートタイム勤務の場合は、営利企業への従事等が可能ですが、職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止等の観点や、法定労働時間 (週 40 時間) の超過に係る確認のため、兼業する場合は所属への届出が必要です。)

(6) 給与等

○時間額 1,035 円 (昇給なし。県の規程に基づき、別途、旅費が支給されます。)

○社会保険なし

4 応募資格

- (1) 平成 17 年 4 月 1 日までに生まれた者
- (2) 勤務場所に居住しており、時間的制約が少ない者
- (3) 居住地から勤務場所まで、自ら自家用車を安全に運転する等により移動できる者
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に関する知識、技術及び経験を有する者
- (5) 社会的信望も厚く、かつ意欲を持って職務を遂行すると認められる者
- (6) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 号各号のいずれにも該当しない者

5 応募方法

- (1) 提出書類（※提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。）
 - ①履歴書（兼応募用紙）（※指定の様式）

愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課または各勤務先で配布しています。
愛媛県 HP からダウンロードできます。
 - ②最近 6 箇月以内に撮影した写真（縦 36mm×横 24mm） 2 枚（※ 1 枚は応募用紙に貼付してください。）
- (2) 提出期限及び提出先等
 - ①郵送の場合

令和 7 年 2 月 27 日（木）【必着】
【宛先】〒790-8570 松山市一番町 4 丁目 4 - 2
愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課 生物多様性係
 - ②持参の場合

令和 7 年 2 月 27 日（木）まで【受付時間は平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで】
【提出先】
上記 2 に記載している希望勤務場所を管轄する勤務先
- (3) 選考方法
書類審査

6 問合せ先

愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課 生物多様性係
〒790-8570 松山市一番町 4 丁目 4 - 2
T E L 089-912-2368 F A X 089-912-2354